

国民健康保険料 賦課限度額の変更

平成26年度の国民健康保険料の賦課限度額が下表のとおり変更されます。限度額を引き上げることにより、一部の世帯は、保険料負担が増すこととなりますが、その結果、中間所得者層以下の世帯の保険料負担の緩和を図っていくものです。

国民健康保険料の賦課限度額変更

| 平成25年度 | | 平成26年度 | | |
|-----------|--------|-----------|--------|---------|
| 区分 | 賦課限度額① | 区分 | 賦課限度額② | 比較(②-①) |
| 医療分 | 51万円 | 医療分 | 51万円 | 0万円 |
| 後期高齢者支援金分 | 14万円 | 後期高齢者支援金分 | 16万円 | 2万円 |
| 介護納付金分 | 12万円 | 介護納付金分 | 14万円 | 2万円 |
| 合計 | 77万円 | 合計 | 81万円 | 4万円 |

国民健康保険料を 軽減する 所得判定基準の変更

平成26年度の国民健康保険料を軽減する所得判定基準が下表のとおり変更されます。

軽減判定基準の見直し

| 平成25年度 | | 平成26年度 | |
|--------|---|--------|--|
| 7割 | 1世帯当りの所得 ≤ 33万円 | 7割 | 1世帯当りの所得 ≤ 33万円 |
| 5割 | 1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + 24.5万円 × <u>世帯主以外の被保険者数</u> | 5割 | 1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + 24.5万円 × <u>被保険者数</u> |
| 2割 | 1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (35万円 × <u>被保険者数</u>) | 2割 | 1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (45万円 × <u>被保険者数</u>) |

国民健康保険 夜間・休日納付相談

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用して下さい。

夜間 4月7(月)・8(火)・10(木)・11(金)・21(月)・22(火)・24(木)・25日(金) いずれも19:30まで

休日 4月13・27日(日) 10:00～15:00

ところ 保険収納課、保険課(市役所本館1階、☎6992-1538、1532、1545)

※来庁時は、夜間休日出入口前(正面玄関側)を利用して下さい。

※車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口前(正面玄関側)に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

水道料金および下水道使用料についてのお知らせ

法改正により、4月1日から消費税、地方消費税を合わせた率が5%から8%に変更されます。

これに伴い、水道料金および下水道使用料についても消費税分の料金変更をさせていただきますのでみなさんのご理解をお願いします。

料金や経過措置については下表をご覧ください。

なお、変更後の料金早見表については水道局ホームページをご覧ください。水道局窓口などで配布しています。

問合せ 水道局総務課(☎6991・6774)、下水道部(☎6992・1747)

水道料金・下水道使用料早見表

2か月に1度の検針・請求の家庭の場合 (単位:円、税込)

| 参考使用水量 | 基本料金(～16㎡) | 20㎡ | 40㎡ | 60㎡ | 80㎡ | 100㎡ |
|--------|------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 変更後 | 2,956 | 3,840 | 8,958 | 15,460 | 23,344 | 31,226 |
| 変更前 | 2,874 | 3,730 | 8,708 | 15,028 | 22,694 | 30,358 |
| 差 | 82 | 110 | 250 | 432 | 650 | 868 |

※ 額は料金早見表より抜粋、メーター料は含まず

マンションなどの中高層建築物の 各戸検針・各戸徴収制度の改正について

水道局では、マンションなどの中高層建築物については、これまで集中検針盤を設置し、協議が整った場合に限り各戸検針、各戸徴収を行ってきましました。

4月1日(火)から、水道局が定める一定の要件を満たしていれば、建築物ごとの申し込みににより、中高層建築物の各戸に市が設置した水道メーターまたは所有者などが各戸に設置したメーター(集中検針盤がなくても可)を水道局が直接各戸検針し、各戸徴収を行うものです。

詳細については、問合せ下さい。

問合せ 水道局お客さまセンター(☎6991・6778)

経過措置について

消費税については、経過措置が適用され下記のとおりとなります。

| 平成26年3月31日以前から使用している場合、適用される消費税率 | | |
|----------------------------------|------------|-------------|
| 偶数月検針の場合・・・ | 4月定例検針分は5% | 6月定例検針分から8% |
| 奇数月検針の場合・・・ | 5月定例検針分は5% | 7月定例検針分から8% |
| 毎月検針の場合・・・ | 4月定例検針分は5% | 5月定例検針分から8% |

| 平成26年4月1日以降から使用開始する場合 | |
|-----------------------|-------------|
| | 4月定例検針分から8% |

火遊びによる 火災をなくそう

子どもの火遊びで火災を起さないためにも、親や大人が次の点に注意を払うとともに、日ごろから子どもたちに火の恐ろしさや、火災予防の大切さを教えていきましょう。

○マッチやライターなどは子どもの手の届くところに置かない

○子どもだけでは火を取り扱わせない

○子どもが火遊びをしているのを見かけたら注意して止めさせる

問合せ 守口市門真市消防組合消防本部予防課(☎6906・1302)

住宅の耐震診断・設計・改修を応援

市では、災害に強いまちづくりを進めるために、住まいの耐震化に向けて、昭和56年5月以前に建築された住宅などの耐震診断補助、木造住宅の耐震改修設計および耐震改修工事費用の一部補助を行っています。

詳しくは問合せ下さい。

問合せ 建築指導課(☎6992・16998)

一般競争入札不調物件の 買受者が決定

物件番号⑤
所在地 南寺方北通2丁目23番225
地積 122.26㎡
売払予定価格 17,880,000円

| 買受者の氏名 | 買受価格 |
|-----------|-------------|
| 酒田宗利 ほか1人 | 17,880,000円 |

問合せ 財産活用課(☎6992-1386)